

市民社会の人倫的再編

——ヘーゲル『法の哲学』における「職業団体」導出論理——

一 序

ヘーゲルが職業団体 (Korporation) を『法の哲学』に導入する議論は、ホッブズ・ルソーの中間団体否認論・ないし不要論との対比において著しい懸隔があるため⁽¹⁾、特殊ドイツ的な社会・政治関係に端を発する政治的ロマン主義・あるいは団体論的な近代化構想の脈絡において把握される必要があるように見える⁽²⁾。確かに、かかる交渉関係を全く捨象するのは正確さを欠いた議論ともいえようが、ヘーゲルの構想に内在せず同時代人の議論との語義的相同性のみで評価を下すとすれば、なおさら『法の哲学』を正当に扱ったことにはならない。彼の試

みが、時間的に過ぎ去り行くものではなく・理性的なものの概念把握にあった以上、『法の哲学』の謂わば論理空間内部で職業団体に如何なる意味が籠められているか踏査することが、なによりも先決といわねばなるまい。

ヘーゲルの「職業団体」論の意味を検討する際の大きな論点として、これが「国家」論の立法機能に如何なる役割を果たすかということと、市民社会で出来する貧困の問題をこれが解決する能力を持つかということの二点が指摘されており⁽³⁾、職業団体を導入する必然的事情は特に後者の論点に関わっている。通常、職業団体による貧困の解決の不可能性・幻想性を指摘されることが多いが⁽⁴⁾、単にヘーゲルの叙述の流れにのみ着目して『法の哲学』

神 山 伸 弘

全体を視野に収めて議論しないために、契機として働く論理構造の剔出を従来ゆるがせにしてきた嫌がある。

『法の哲学』の「要綱」としての性格から、その各々のコンパクトな概念には先行的諸段階の概念が内包されており、ある概念の意味を十全に了解するためには、その先行的概念を必要に応じ析出する必要に迫られる。かかる観点から、まず手始めに、先行する「福祉行政」(Poize)論から「職業団体」への移行に焦点をあてた検討を施し、職業団体生成の必然的事情の基本点を明確にするなかで、ヘーゲルの貧困解決すなわち「人倫の再興」の在り方を問うことにする。管見、『法の哲学』とそれを前後する「自然法と国家学(法)」講義の間には体系構想ないし諸概念の意味に根本的な変化が存在せず、講義といえどもその時間的制約のゆえか先行概念との相互関連を必ずしも充分に明示しているわけではない。とはいえ、講義は『要綱』を了解する上での重要な示唆を与えてもくれるため、必要に応じこの講義を参看する。

二 「脱出口」ならざる海外政策

福祉行政から職業団体への移行の必然性を精査するに

は、まず、「欲求の体系」に直面する福祉行政の機能的限界を剔出する必要がある。もちろん、福祉行政の持つ積極的意義を全般的に視野に収めようとするならば「福祉行政」論全体を検討する必要がある⁽⁵⁾が、小論の課題では、直截に「福祉行政」の持つ矛盾の極点に登りつめることが許されるはずである。

ヘーゲルは、福祉行政から職業団体への移行論で「福祉行政」論を総括し、市民社会の特殊性に含まれる普遍性を現実化する事前配慮と、当の社会枠をはみ出る利害関係に対する事前配慮に、その機能を認める(§249)。この二つの機能は、枚挙的なものではなく、前者から後者へと内在的に進展する関係を持つ。すなわち、この進展の動因は、周知の如く「富の過剰にも拘らず充分には富んでいない」、「貧困の過剰と賤民の産出とを抑止するに足る固有の資産力能(Vermögen)⁽⁶⁾を持たない」(§245)という「市民社会の弁証法」(§246)にある。この弁証法の解決が海外貿易・海外植民に求められるように見える点に着目して、通常ヘーゲルの議論を貧困論の解決放棄とか「経済的帝国主義」などと評価してきた⁽⁷⁾が、この進展があくまで福祉行政の限界内の「脱出」であり・市

民社会的矛盾の単なる回避にすぎぬとヘーゲルが明確に自覚していたことは、従来看過されてきた嫌がある。⁽⁸⁾すなわち、当の福祉行政の持つ矛盾をヘーゲルの論理の「自己矛盾」として錯認してきたのである。したがって、福祉行政の問題性を浮き彫りにするためには、迂路ではあるがまずこの点を追跡することが必要である。

ヘーゲルは、植民の所産を、新開地での家族原理への還帰と、母国での労働意欲の創出に認める⁽⁹⁾。まず、家族原理への還帰に関しては、国家による未利用地・不完全利用地の引渡しによって植民を構想する以上⁽¹⁰⁾ (I.S. 167)、「ヘーゲルのいう植民は、国家的授權のみならず占有取得という法的正当化根拠を持たねばならぬことに注意すべきであり、先住民所有地に対する征服植民は基本的に容認されていない。歴史の正当な評価が否かはさて置き、ヘーゲルの想定する植民の典型はギリシア・ローマの古代的植民であり、市民の自由と公共生活への参加とが貧困により危殆に陥ることを防止し、母国の持つ法と自由を植民地においても享受する点に、その意義が認められている (VI.S. 615)」。では、労働意欲の創出に関してはどうか。ヘーゲルは、植民の形態として、

非国家事業たる散発的植民と国家的事業たる組織的植民——後者は上述の典型的植民である——の二種を考察する (VI.S. 167)。前者は、植民者自身の生活資料の獲得に資するのみで、植民する側に利益を齎さないため、母国での労働意欲を創出しない。よって、後者の典型的植民がこの未解決の課題に應えるべきであるが、ヘーゲルの見た近代的植民は、かかる典型的組織的植民ではない。第一に、市民階層において享受の節度が欠け、植民者の違反行為に基準が指令されず、かかる基準は個人任せになっている (V.S. 706)。ヘーゲルは、こうした無節度に貧困の原因を看取しとする (ebd)。第二に、近代植民地は、母国に政治的・経済的に従属している。実は、植民地が本国に真の利益を齎すためには、かかる従属からの解放が不可欠なのである (V.S. 707)。

以上から、植民者の無法を正当化し、植民地の政治的・経済的従属を強制する所謂植民地主義には、ヘーゲルが批判的であることが了解できる。ところで、母国の労働意欲を創出するはずの植民地は、もはや植民地ではなく、真実には母国とは別の国家なのである。したがって、本国の労働意欲の創出は、他国との通商関係一般の

問題に還元される。植民による新市場創出は、確かに母国の「富と貧困の過剰」を一定回避することを可能とするが、対他国関係に左右される限定性を持ち、当の市民社会のかかる「過剰」問題を内在的・根源的に克服するものではない。例えば、植民の行われているイギリスについて、ヘーゲルは、植民という排出口のない場合は貧困も富と同じ比率で増大するが、さりとて「ロンドン」というこの無限に富んだ都市では、困窮・悲惨・貧困が我々の想像を絶するほど恐ろしく広がっている」(V.L.S. 494)という。この意味するところは、植民は、「貧困と富が同じ比率で増大する」ことを回避しはしても、根柢的には貧困を解決しえないという主張なのである。

では、通商関係の充実によって、貧富の過剰を克服できないであろうか。ヘーゲルは、「職業団体」論の講義で「営業の自由」に關説し、全世界に海外市場を持つイギリスの商業の繁栄を、家族の生計を確保せず・所得の確実性を齎さず・多くの者を没落させる犠牲の上に成り立つものとして批判し、「通商の抽象概念(Abstraktum)」が目的ではない。「目的は」家族が商業によって確実な生計資料を持つことである。かかる繁栄では、家族の福

祉が本質的な事柄となっていない」(V.L.S. 626)という。かかる認識からするヘーゲルの主張の力点は、本国の市民社会における——「営業の自由」ではなく——職業団体の組織によって家族の生計資料を確実なものとするところである。このように、通商関係一般も「市民社会の弁証法」を内在的に克服しえないため、ヘーゲルは、この弁証法に關するかぎり、福祉行政による海外政策が単なる外面的糊塗策にすぎないと把握していた。しかもこの認識を基に職業団体を要請する以上、「福祉行政」論から「職業団体」への移行は、海外膨脹による媒介を経ずに、論理的に「市民社会の弁証論」から直接惹起すると見られるべきなのである。

三 孤立的人格への固執ゆえの弁証法

では、ヘーゲルのいう「市民社会の弁証法」の構造自体はどうか。市民社会には「自己内で無限な自立的人格性」という絶対的な原理がある (§185 Anm.)。貧富の蓄積に直面した福祉行政が行う・労働を媒介しない救恤的な社会保障政策は、貧困に対する対処療法的な政策ではあっても、「諸個人の自立性と名誉の感情」を損ない、

この原理を充足しえない。したがって、ヘーゲルは、道徳性に基づく個人的・主観的救援活動との対比では、かかる救援の持つ偶然性を廃棄する公的・普遍的救援活動を要請するものの (§242)、基本的には労働による個人の自立を理性的と把握する立場にある (V.I.S. 496f.)。すなわち、貧困問題に関して福祉行政が行う普遍的活動の最善の立場は、労働機会の創出・謂わば完全雇用の実現⁽¹¹⁾とてよい。しかしながら、この最善の立場こそが、「富と貧困の過剰」・生産と消費の不均衡という矛盾を露呈させてしまう。かかる過剰は、如何にして生ずるのか。

ヘーゲルは、欲求を介した人間連関と、欲求充足手段の作製調達方法とが普遍化することによって最大の利得が獲得できる点に、「富の蓄積」原因を求める (§233)。第一の「人間連関の普遍化」は、論理的には、他人の欲求と意志の所有・産物である「外物」という手段と、欲求と充足とを媒介する活動性・労働によって、特殊的意志の持つ主観的欲求が客観性に到達しえ、必然的にこの特殊の人格相互間の本質的媒介として普遍性の形式が出来ることに由来する (§182, §189)。ある特殊の人格

が他者と媒介せざるをえない必然的事情は、まさに欲求充足手段たる「外物」が「全て他人の所有物」に帰し、「もはや直接的占有取得に基づかない」からである (V.I.S. 167)。すなわち、「人格の解放」所有の自由の全般化・つまり私的所有制度が、人間の普遍的連関を対的に形成するための前提となっているのである。ここで、「人間連関の普遍性」そのものは、基底的な人格の意志の側面に関していえば、「市民社会の諸指示・諸法律・国家一般」という普遍性だと見るべきであるが (V.I.S. 480f.)、富の側面で特に問題となるべきは、かかる普遍性の形式が反省される以前の「万人の依存関係という全面的絡み合いのなかに存する必然性」と呼ばれる「普遍的・恒存的資産」であろう。そして、かかる「万人の依存関係」は、第二の「欲求充足手段の作製調達方法の普遍化」すなわち抽象化によって完成するから (§198)、ヘーゲルが把握した富の源泉は、根底的にはかかる労働の普遍化＝抽象化であるといつてよい。

実際、ヘーゲルは、直接的には、分業という「抽象的労働」(abst.)・更にはこの抽象性から導入が可能となる「機械」によって生産量が飛躍的に拡大する点に直接的

な富の増大因を求める一方 (V. S. 609)、「労働による」形成加工が手段に価値と合目的性を与える」 (§196) として労働が商品の価値源泉であるという説を採る。⁽¹³⁾ヘーゲルは、資本と賃労働の観点をも射程に入れ (VI. S. 497 ff.)、自分の労働生産物を給付しない「資本家」を不生産的・不要と把握する以上 (II. S. 314, V. S. 618, VI. S. 499) — 資本家相互の競争を通じて少数の資本家へ富が蓄積する過程もあるにせよ (VI. S. 608 ff.) —、根柢的には労働者の労働こそが富の蓄積の源泉だと把握しているのである。⁽¹⁴⁾しかし、まさにこの富の形成者である労働者階級こそが、「隷属と窮乏」に陥っている (§243)。

市民の一方に富が蓄積し・他方に貧困が蓄積する原因は、ヘーゲルによれば、人格的に解放された個人的所有の内実が基本的に個人の自助努力に俟つべきであるという、「人格的自立性」の抽象的・外面的側面だけを承認する立場——所有論的には「私有財産原理」——に、市民社会が、そして当の市民自身が立脚しているからである。すなわち、確かに「抽象的人格」としては市民は平等であるが、「主観的な目的・欲求・恣意・才能・外的な事情」などの特殊性の側面の方が、むしろ所有の多寡

を「法的偶然」として決定することになる (§49)。もちろん、不平等は「抽象的人格そのものの外」に属する (§49 Anm.)、まさに「抽象的人格」の承認しかないために、かえって市民社会は不平等の広大な地盤を用意することになる。かかる人格の抽象性の承認に限定されれば、「普遍的・恒存的資産」への個人の関与は、つねに個人の「直接的資本と技能」によって制約され、また逆にこの資本と技能の方も、自立的な個人を圍繞する偶然的で多様な状況に左右されることになる (§300)。とりわけ「資産の多寡」を決するものは競争関係であって、ここで功成るか否かは個人の才覚に委ねられている。ヘーゲルは、これを「欲求・主体の特殊性・外的対象とそれへの反発」の立場と呼ぶ (VI. S. 495)。かかる立場では、「過度の資産と過度の貧困」の分水嶺をなす基準は、主体の恣意性・主体の行状 (Konduite) 以外にありえない (ibid.)。そして、決定的なことは、人格自身が、こうした偶然的競争関係に固執し、自己の恣意性・特殊性をあくまで自分だけで孤立して保持しようとしていることである。⁽¹⁵⁾

こうして主体が陥った隷属Ⅱ窮乏の問題性は、究極的

には、生活水準の零落によって労働者自身の生命をも究極の危殆に陥れ「定在の無限な侵害と全面的な権利喪失」 (§ 127) を齎す点にある。しかも、産業化段階でのかかる貧困は、福祉行政が外面的配慮として施行する社会政策では除去不可能な問題性を孕む。既に機械化された産業は、近代的原理であったはずの「自立性の原理」を廃棄し、労働者をこの産業構造に縛り付けるため、この産業構造の枠外からなされる・単に個人の自立的生計の確保を目標とする政策だけでは、機械的産業構造と人間との内面的従属関係自体に有効な施策を講ずることが不可能となっている。なぜなら、単なる生活保護のみならず個人の自立的・独立的営業を創出しても、個人の生計は、産業構造全体に絡め取られ、競争関係の偶然性に翻弄されるからである。また更に、この産業化は、なお悟性的とはいえ本来個人の目標となるべき・具体的全体を把握する理論的実践的教養を労働する個人から奪い、人間を愚鈍にする (V. S. 610f., VI. S. 502f.)。かかる教養と労働に伴う名誉感情が労働過程において獲得できる性格のものであるとすれば (§ 208)、福祉行政は、なるほど教育的機能を持つとしても (§ 239)、産業組織の

内部に立ち入らない限り、労働者の知性的・道德的教養を向上させる能力を欠くことになる。そしてそもそも、福祉行政は、あくまで特殊の意志——自立性を前提された等質的市民の欲求と恣意性 (§ 185)——の尊重を原理とし、偶然的に問題化された事態にしか対処せず、外的な秩序しか形成しないものと規定されなくてはならないのである。さもなくば、個人のどの行為にも内在する内面性を、当人には疎遠な普遍的威力が全般的に監視する「ガレー船」の如き体制を作りあげることとなるからである (I. S. 163, III. S. 190, VI. S. 617)。特殊性の承認と裏腹な権利喪失というジレンマに直面しても、人格がなお孤立的存在に固執しようとするかぎり、福祉行政的な無能さに甘んじなければならないのである。

ところで、他方、個人資本と社会環境によって技能・資産力能・知性的道德的教養の不平等を出来せしめる事態は、自立的な個人を「必然的連関」として囲繞するはずであった「普遍的・恒存的資産力能」自体が、むしろ単なる個人の関与可能性・すなわち偶然的な多様性でしかないことを暴露する。したがって、ヘーゲルは、かかる「自然状態の残滓」を一掃すべき根拠を、「人間の諸

欲求とその運動との体系」に内在する「理性」すなわち階層編成に看取し、「この理性こそ、この体系を区別のある一つの有機的全体に編成する」と指示するのである (§200 Ann.)。(もちろん、かかる理性も、職業団体に組織されるまでは、即自態に留まるが)。だが、通常の解釈では、ヘーゲルの全議論は、私有財産制度の肯定論であるとして、「資本主義的搾取を擁護する立場にくみしている」と評価される。確かに、ヘーゲルは、私的所有・家族・個人の自立的特殊性を絶対的に廃棄するが如き「共産主義」に敵対する立場に立つといつてよい (§46 Ann., §185 Ann.)。人格の特殊性・恣意が不平等の源泉となる事情があるとしても、外的反省という悟性の立場——これは福祉行政の立場である——で物質的・精神的生活条件の外面的水平化を推進することは、法の抽象により万事を外的に決裁する「不信」の体系を形成することであり (§46 Ann.)、労働の体系はすべからず強制労働となり、精神の多様性を無限に毀損する事態を招来するからである。

しかしながら、ヘーゲルの主旨は、あくまで抽象的人格性の限界内で「平等性の要求」を対置することが「悟

性的抽象・当為」であると批判する点にあるのであって (§200 Ann.)、「肉体的・人倫的頹廢」 (§185) を放置する意図を持つものではない。むしろ、『法の哲学』の全努力は、人格的特殊性・自立性を保存し・その差異性を承認しつつも、富の不等による人倫的頹廢を回避する方途を探索するに傾注されていると見るべきである。

四 国家の滅亡

だが、市民社会の一原理である抽象的人格性Ⅱ私的所有権に対して、如何なる論理を理性の立場から提起することができるのか。ヘーゲルは、この問題を回避して人倫的頹廢を克服する幻想に浸るものではない。

ヘーゲルは、「人格性の放棄」の例として「所有の自由」を挙げ、これを不法と位置付ける (§66 Ann.)。また、「福祉」論では、人格的特殊性が「一個の自由な者」であるかぎりで権利であるという見地から、「特殊性は、自分のこうした実体的基礎が矛盾している場合には、おそれを固執することができない」といい、かかる特殊性は不法行為だとする (§126)。抽象的人格——そしてより正確に言えば労働せざる「資本家」——が自己

の特殊性を追求した結果である「富と貧困の蓄積」は、まさに「市民社会」論緒論で特殊性の独立発展が実体的概念を減ぼすとされた事態、すなわち「享樂と貧困」「肉体的・人倫的頹廢」なのである (§185 u. Anm.)。

ヘーゲルは、貧民における「心の分裂」(der Zwiespalt des Gemüths) といふ、かかる「人倫的頹廢」たる不法状態を叙述する。貧民は、人格である以上、自分が無限であり自由であるという意識を持っているが、あらゆるものから排斥され侮辱されており、そう自覚している。この時、貧民の自己意識は、「もはや自己意識が権利を持たず・自由が定在を持たない先端に駆り立てられている」ようにみえる (III, S. 195)。したがって、外的な定在が自己の無限で自由な自己意識に合致するよう要求して貧民が憤慨することは、必然的である (ebd.)。ここでは、「個人の自由が何の定在も持たないため、普遍的自由の承認が消失しているのである」(ebd.)。かかる自由喪失は、単に貧民の自己意識の勝手な私念ではなく、市民社会の産業化の進展によって必然的に出来する事態であることを「福祉行政」論の歩みは開示していた。そして、貧民の自己意識それ自体は、先に示した「抽象

法」「福祉」の観点からいっても、全く正当なのである。このように、「資本家」による「富と貧困の蓄積」は、彼の特殊性を追求する結果出来た貧者に対する不法なのである。

では、こうした「富と貧困の蓄積」という形態をとる不法に対し、如何なる対応策があるだろうか。第一に、既に見た如く、福祉行政による生活保護は、富裕者の負担であれ公的施設であれ「個人の自立性と名誉の感情」という原理に反する憾みがある (§245)。とはいえ、もちろんヘーゲルは、かかる社会政策が当面必要であるにも拘らずこれを禁止する「棄民政策」を主張するのではなく、かかる政策の人格性確立に関する限界——権利と正当性の感情・労働により存立する名誉の感情の喪失——を如何ともしがたいということを指摘しているのである。したがって、貧富の蓄積という不法の克服は、なによりもかかる人格性確立を成功させる方向で取り組みなければならない。また、第二に、福祉行政による完全雇用の創出によっても過剰生産を克服しえなかった事情から、富の不均衡の原因となった「人格の特殊性・恣意性の相互関係」を内在的に調整する必要が生じてくる。

そして、この内在的調整は、福祉行政が偶然的・外面的配慮という規定を維持すべきである以上、福祉行政には不可能なことであった。このように設定される矛盾解決は、如何に実現されるのか。この実現の法的ないし道徳的根拠が如何に提示され、またかかる実現行為を担う主体が如何に確定されるのであるか。

抽象法は、一般に權利能力を規定するばかりで(§36)、人倫的諸關係の内容に關しては單なる可能性を確保するにすぎない(§38)。したがって、抽象法自体では、貧富の蓄積問題を解決する能力に欠けるともいえよう。しかしながら、却ってこうした抽象法的な人格性を持つ「單に主体的でしかない」という制限が、人格性の無限な普遍性を毀損する矛盾を暴露し、逆にかかる制限を揚棄して実在性を獲得する能動性を人格に付与することになる(§39)。ヘーゲルの立場は、こうした矛盾を揚棄する能動性を抽象法によって禁止するのではなく、むしろこの能動性が真の人格性の意味だとして闡明するものである。また、「所有の不自由」という人格性の放棄が生じている際に、かかる定在の直接性から「自己内への無限な還帰」を獲得し、現存する不法を不法として・また

自己を無限な人格として自覚すれば、従来の不法關係は揚棄されるとヘーゲルは論ずる(§66 Ann.)。この論理的反省關係は、もちろんお人格の内面性にとどまるともみられようが、不法關係を廢棄する時効にかからぬ「絶対的權利」(VI. S. 239)を定立する点で、極めて重要な論理といわねばならない。すなわち、「富と貧困の蓄積」を不法と把握し・人格性の立場からこの不法を廢棄する主体を法的に確定する論理なのである。かかる反省論理に支えられた「自分の法の自己意識」に進展するか否かが、權利感情・労働意欲を備えた不法廢棄の主体たりえるか、あるいはかかる正当性を欠いた労働意欲なき賤民に陥るかの分岐点となる(III. S. 196⁽⁸⁹⁾)。

「福祉」論においては、実体的基礎の矛盾に対して、ヘーゲルは「危急權」(Nothrecht)——これは人格の危急に際して他人の正当な所有を侵害するものである——を權利として請求する(§127)。「危急(Not)」は、「自由の実現の全範圍が攻撃されてゐる」という意味を持つため「神聖な言葉」であり(VI. S. 342)。⁹⁰したがって、当然危急權の行使は神聖な行為である。実に、かかる危急權が出来せざるをえないということは、特殊的人格を

現実存在させない抽象法と、法の普遍性を伴わない特殊の意志たる福祉の有限性・偶然性を白日の下に晒す(§128)。かかる事態こそが「形成された社会」の持つ問題性として、既に「福祉」論において議論されていることに注目しなければならない(V. S. 397 f.)。

ところが、主体が確定され、特殊性の自由を実現する神聖な権利が存在するにも拘らず、事態は一向に好転しない。もちろん、福祉行政は、かかる権利を実現するそれなりの権能を持ち合わせてはいる。ヘーゲル自身がフイヒテ国家論に言及し福祉行政を「強制国家」と等置することから明白なように(I. S. 162 f.)、市民社会の「全面的依存性の体系」が、さしあたり「強制国家(Notstaat)」であるのは(§183)、あくまで「福祉行政」論の段階に限定されている。そして、この福祉行政こそ、不斷にかかる危急権——富裕者への課税による救恤政策——を強制として発動せざるをえないため、福祉行政が強制国家だとされる。「人間が肯定的で成就された権利を持つ」ということは、人間が生きる権利を持つことである」という立場から「諸個人の生命と生計が普遍的な業務である」(I. S. 160)とするヘーゲルの福祉行政は、確かに、

フイヒテの主張する「生存権」を積極的に継承⁽²⁰⁾し、個人の危急を救済する機能を果たしていると評価することができる。

しかしながら、事態が好転しないのは、危急権自体が、生命の危急が出来した「現在」にのみ発動しうる一時的権利でしかなく(V. S. 402 f.)、福祉行政も偶然的・一時的にしかかかる法を組織化しえない限界を持っているからである。しかも、かかる限界の中で貧富の蓄積という事態が普遍的・必然的に進行するため、貧民は、「権利の自己意識」に至らないかぎり、賤民として、救恤に馴染んで労働を放棄するか、恒常的な「危急権」——これは既に危急権ではない——の発動たる犯罪を惹起するかという次第となる(III. S. 169)。単に貧民ばかりではない。富裕者の側も、「あらゆるものを自分のために買収しうる」(ebd.)という点で権利感情・労働意欲を喪失した賤民となっているのである(VI. S. 608)。

事態は深刻である。富裕者・貧民ともども賤民となるに至った不法状態——これは、まさに「純粋な不平等」の出来した「社会の解消」・「普遍的貧困」による「人民の解消」(V. S. 573)、「無頼(Verworfenheit)」の発生

による「国家の滅亡」(V. S. 577)と呼ぶに相応しい。ヘーゲルは、国家が「抽象的現実性Ⅱ実体性」から「国家活動の概念的区別項」へと展開するといふ (§270)、かかる無限な形式を獲得するには市民社会における教養が必要だといふ (§256 Anm.)。したがって、国家と市民社会の展開のこうした相互関係に留意すれば、市民社会が「福祉行政」段階に留まり、「富と貧困の蓄積」を克服しえないかぎり、その当の実定的国家は滅亡してゐるものと把握されているのである。しかし、では、一時的危急権とその組織化が功を奏しないとすれば、一体如何なる超出方法があるというのか。

五 人倫的理念を還歸させる良心

主体は、現存する「富と貧困の蓄積」を不法と把握し・これを廃棄する意志にまで高揚した人格である。しかし、一時的危急権とその組織化が功を奏しない以上、この人格は、なお自己の生命保存という特殊の意志にすぎない単なる危急権の発動ないし請求に留まることはできない。なお抽象的な言い方ではあるが、人格は更に、「意志の概念と特殊の意志の統一」といふ「善」を意志

する立場、すなわち「実現された自由」・「世界の絶対的な究極目的」を意志する立場へと高揚することが要請されている (§129)。なぜなら、「所有の抽象的権利や福祉の特殊の諸目的に反対する絶対的権利」を有するかかる善の立場こそが (§130)、貧富の蓄積を規制する一定の私的所有関係を廃棄することができるからである。

もっとも、この際の善意志は、「道徳性」段階での主な考察対象である単なる「形式的自己確信」としての良心ではなく、むしろ「即かつ対目的に善であるもの」を意志する「真実の良心」であり、「確固たる原則」たる義務を具備していなければならぬ (§137)。そして、かかる原則こそは、「富と貧困の蓄積」を出来せしめた市民社会の産業構造に含まれていると見るのが、ヘーゲルの立場である。というのも、「福祉行政」論から「職業団体」論への移行にあたり、「理念に従って、特殊性自身が、自分の内在的利害関心に存在するこうした普遍的なものを、自分の意志と活動性の目的および対象とする、ことによってこそ、内在的なものたる人倫的なものが市民社会に還歸する」 (§299) といわれるが、かかる普遍的なものを組織化した職業団体は、特殊の人格の意志

によって組織された「自立的な結社 (Association)」であるばかりなく (VI. S. 665)、既に触れた如く「人間の諸欲求とその運動の体系」に内在する「理性」(§200 Anm.) を産業部門ごとに組織したものである。

このように、市民社会の産業構造に内在する理性的なものという「確固たる原則」を義務とし内容とする良心の生成は、同時に、滅亡した国家を再組織する主観性の生成と見ることが出来る。危急が示した自由の実在性の消失にあたり主体が「実現された自由」を要請するとき、かかる自由は確かに市民社会に「内在する理性」であるはずである。しかしなお、職業団体は、法律・制度として肯定的現実とはなっていない以上、主体の自己意識の「自己自身の純粹確信」 (§133) の内に揺籃せざるをえない。そして、こうした「自由の不在」から「自由の実現」へ向かう「自己自身の純粹確信」が出来している事態こそ、国家への移行過程だとされる (I. S. 76)。また、「即かつ対自的に普遍的な意志」としての善が「自己を自己内で規定する実体的統一」となるとき、「ある人民の諸階層は個別的な分肢」となるともいわれる (I. S. 81)。こうした国家への移行過程を巡る主観的契機の詳細は、

本稿の課題を優に超えるため別稿に譲らざるをえない。⁽²¹⁾

ただ、端的に述べれば、市民社会を職業団体によって組織化するという「理性」を孕む個人が既存の無国家状態を廃棄し・国家理念の現実化に向けた闘争過程に突入することによって、国家が再組織されることを指摘しておきたい。もっとも、こうした個々の国家的契機(制度)に関し闘争現象を逐一議論しないところに『法の哲学』の欠陥を見出すむきもあるであろう。しかし、『法の哲学』はあくまで『エントイクロペディー』『客観的精神』論の詳細であり、その「法」の概念の生成そのものは先行する「主観的精神」論に負っている (§2)。この点に鑑みれば、「法」の概念の不在から生成への闘争論的過程は、もともと、「主観的精神」にある「承認する自己意識」論で展開済みであり、ヘーゲルの体系全体を視野に収めれば『法の哲学』に瑕疵があるわけではない。⁽²²⁾

特に「福祉行政」論から「職業団体」論への移行に際しかかる相互承認闘争を念頭に置くべきであるのは、富と貧困の賤民性に関説して次のように講義するからである。「奴隷を支配する主人の気構え (Gesinnung) は、奴隷の気構えと同一である。主人は自己を威力として知っ

ているが、同様に奴隷も自己を自由・理念の現実化であるとして知っている。主人が他者の自由を支配する威力であるとして自己を知ることによって、気構えの実体的なものが消失してしまっている。ここでは、悪しき良心が、単に内的なものに留まるのではなく、承認された現実態となっているのである」(III, S. 196)。つまり、「人倫の解消」としての福祉行政内部の事態は、かかる「主奴関係」の生成した事態であり、したがってここから職業団体への超克は、かかる関係の廃棄を通じて「自由の肯定的側面」⁽²³⁾を樹立することにほかならない。そして、この樹立は、奴隷的自己意識が「即かつ対自的な理性的なものを主体の特殊性に依存しない普遍性において把握する」場合と、主人の自己意識が自分の直接的個別的意志の廃棄を「自分自身(＝主人)」との関係においても「真実なもの」と認識し・主人固有の利己的意志を即かつ対自的に存在する意志に服従させる場合に生ずる。⁽²⁴⁾

このように、貧富の蓄積の解消は、これを不法と把握する「真実の良心」の主体が、市民社会の産業構造に内在する理性的なもの——これは、「諸個人の内的で、内在的な目的・活動性自体」(VI, S. 617)であるが、貧民お

よび富裕者の直接的特殊の利害は超えている——を実現することによって、「内在的なものたる人倫的なもの」を産業部門毎に還帰させ、その有機的編成による国家再建を果たすことによってのみ可能である。このことを個別的諸個人に即していえば、彼らは、個人の自由の实在性を確保するために、個別的個性性としての個人——つねに外面的秩序を覚醒する孤立自存的存在を超出しつつも、フィヒテの如く個人に疎遠な外面的秩序に自由の制限を委ねるのではなく、個人の内面的活動性の場において主観的意識と自由の概念との統一を本質としていくということである(edd.)⁽²⁵⁾。そして、この個人の内面的活動性の持つ普遍性とは、「主奴関係」で出来した「普遍的自己意識」であり、更に広義には、市民社会の個人が取り結ぶ相互依存関係を理性的な関係として対自化したものということが出来る。この相互依存関係は、職業団体に組織されないかぎりでの単なる「普遍的資産」の形態では「無限交錯運動」の域を出ず、ここに階層的区別が生じて「一般的群(Masse)」以上の体系は生じない(201)。またかかる群の特殊の部門も、職業団体の形態を持たないかぎり、「即自的、同等のもの」であるに

すぎない。こうした即目的同等性を「共同的なもの」「同輩関係」として現実存在とすることが (§251)、『職業団体による相互依存関係の理性的対自化なのである。そして、この対自化によって、個人は、福祉行政に踏み留まった従来の対他関係を変換し、その固有の限界を踏み超える。

「人倫の解消」を齎した富裕者と貧民の不法関係においてその相互依存関係を対自化するとは、この主奴関係において破綻を来すに至った「生産の互恵性」(VI. S. 499)を「自分自身との関係において」も「真実なもの」と把握し、かかる相互承認を「所有の抽象的権利や福祉の特殊的諸目的に反対する」善の立場から成立せしめることである。特に富裕者に関していえば、かかる承認の成立により彼の特殊的利害追求が廃棄され、労働生産物を給付しない「資本家」は「生産と消費の互恵性」に則るよう迫られる。すなわち、非生産的な「資本家」は不要である以上従来の形では存立を許されず——もちろん相互承認を不可能にする自然的存在の抹消ではなく、「資本家」という規定性が消失するという謂——、「労働する階級」との「同輩関係」を形成しなければならない。

ヘーゲルは、職業団体から日々雇用者と偶然的使用人を除外するのであるが (§252 Ann.)、これは動労者の同輩関係が成立する地平で出来る偶然的事態に関するもので、所謂資本—賃労働の関係を前提とした言明ではない。むしろ、日々雇用者などが基本的に存在しない事態を、ヘーゲルは構想しているのである。⁽²⁶⁾

このように資本家を廃棄した上で構想された職業団体は、利己的目的を普遍的目的として把握し・団体利益を「共同統治 (mitregieren)」(I. S. 211) することによって、「富の腐敗」を除去することを可能とする。この腐敗除去の在り方は、労働において富裕となった者が、法律上の一般的義務ばかりでなく、同時に仲間関係において「自分の富を自分の仲間関係のために使用する」義務を負う形態をとる (III. S. 207)。かかる富の放棄によって、富裕者には名譽が残るものの、所得の平準化をもたらすことになるのである。ここでは、利己的であるにすぎない利益追求は制限されることになるが、このことがまさに労働の質をも転換していくこととなる。すなわち、職業団体の成員の技能発揮は、私念・偶然性から解放され職業団体の準則に従うものとなり、共同統治により過

剰生産を齎さないから、他の成員に対する危険を惹き起こさないものとなる。この点で、自己の没落をも担保してきた従来の如き競争関係は、廃棄されるのである。ヘーゲルは、これを理性性だと評価する (§234)。また、機械化の進行によって労働者の愚昧化が深刻となる事態に対しては、抽象的労働を機械に代位させる可能性に依拠し (§198)、職業団体の教育機能 (§232) によって理論的・実践的教養を保存する職務を人間に開くことにな⁽²⁾る (V. S. 613, VI. S. 503)。

六 小括

こうした労働関係の人倫化は、政治関係の人倫化でもある。次稿を展望しつつその意義を略述して、筆を擱くことにしよう。

同輩関係による職業団体での共同統治を、ヘーゲルは明確に「民主主義」と位置付けている (I. S. 211)。「市民社会」の展開の最終的成果として位置付けられた職業団体は、普遍性と特殊性の統一が労働する個人に即して成立する、市民社会的において唯一人倫的な座である (§225)。人倫の実体が獲得する「無限な形式」のなか

でも謂わば最高のものである職業団体を有機的に編成することがヘーゲルの基本構想であることを考えれば (I. S. 174)、彼の国家論は、たかだか行政的福祉国家の域にしか辿りつけない近代的政治関係を根本的に超克する意図を秘めたものだといえるであろう。職業団体は、「個人からも・彼らの特殊的窮状からかなり疎遠となった一般的(『近代の』)市民社会にとっては一層未規定のままである」 (§252) - 「現代の課題は職業団体を形成することである」 (VI. S. 619) -

もっとも、ヘーゲルの職業団体を、中世的なものとして、あるいは独立小生産者の危機意識の反映としてたりして、その有効性を否認する見解も根強い。しかし、彼の職業団体が、人格的自立性を前提としつつ・近代的産業関係が孕む人倫の危機を克服する構案であることを精査した後になつてなお、『法の哲学』の有効性を否認する意図にかられてこうした限定解釈を施すことは、自らが近代の「明るさ」に幻惑され・理性を見失っていること証左ではあるまいかと、自問してみることも必要であろう。だが、この「明るさ」が実は「灰色」だと看取しうるには、まだ世界は暮れ泥んでいないのかもしれない。

1.

ヘーゲル (G. W. F. Hegel) の著作・講義録からの引用・参照箇所は、以下の如く本文中に示す。『法の哲学要綱』(一八二〇年) は、節数のみを記す。ヘーゲルの「自然法と国家学(法)」の講義ノート及び講義録については、一八七〇一八八年講義をⅠ、一八〇一八九年講義をⅡ、一九二〇年講義をⅢ、二二二三年講義をⅣ、二四二五年講義をⅤで示し、それぞれ収録書籍の頁数を付記する。使用書籍は、『要綱』・Ⅱ・Ⅴ・Ⅵにのみ示す。Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831*, Edition und Kommentar in sechs Bänden von K.-H. Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt 1973~4 (第一巻はⅡ、第二巻は『要綱』、第三巻はⅢ、第四巻はⅣ)、『Ⅰ』にのみ示す。Hegel, *Vorlesungen, Ausgewählte Nachschriften und Manuskripte*, Bd. 1, Hamburg 1983¹ Ⅲにのみ示す。Hegel, *Philosophie des Rechts, Die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift*, hrsg. v. D. Henrich, Frankfurt am Main 1983 にのみ示す。引用に際しては、テキストにある強調点を特に示さなう。引用文中の強調点は論者のもの。なお引用文中への補入は○で示した。

- (1) 高柳良治「ホッブズ、ルソー、およびヘーゲルの中間団体論」、『国学院経済学』第二八巻「二五三〜二七四頁参照。

- (2) ロマン主義の団体論の梗概は、Vgl. Friedrich Müller,

Korporation und Assoziation, Eine Problemgeschichte

der Vereinigungsfreiheit im deutschen Vormärz, Berlin 1965. ヘーゲルに結社の自由が存在しないという彼の所説は、ヘーゲルが市民的・政治的自由を重要契機とする以上 (I. S. 164) 支持できない。職業団体による社会問題の解決の点でヘーゲルと進歩派宮廷人の相同性を指摘したものは、R. K. ホッチェヴァール『ヘーゲルとプロイセン国家』邦訳、法政大学出版局、一三四〜七頁参照。『法の哲学』を「プロイセン一般ラント法」に引付ける彼の所説全体を支持しながら、議論は他日に期す。ヘーゲルの職業団体論の積極的評価は、Cf. G. Heiman, "The Sources and Significance of Hegel's Corporate Doctrine", in: *Hegel's Political Philosophy, Problems and Perspectives*, ed. by Z. A. Pelczynski, Cambridge 1971, pp. 111—135.

- (3) 高柳「前掲論文」二二頁参照。

- (4) 利益結合は通例公共心を阻害するのを理由とする。職業団体構想を幻想的と評価するもの。Vgl. Christoph Jermann, "Die Familie, Die bürgerliche Gesellschaft", in: *Anspruch und Leistung von Hegels Rechtsphilosophie*, hrsg. v. C. Jermann, Stuttgart-Bad Cannstatt 1987, S. 177.

- (5) 福祉行政の一般的性格を「階級国家」とするのは、柴田高好『ヘーゲルの国家理論』日本評論社、一九八六年、一〇五頁参照。しかし、福祉行政の本来的立場は、『階級

支配ゆえ普遍的表現を付与する“(マルクス)のではなく、普遍性の承認レベルの抽象性・外面性ゆえ私人の特殊性自体に無関与的なのである。この立場を「階級支配」とするには「偽善」論 (§140) を媒介させる必要がある。

(6) 「資産力能」の概念は、単に「個人に対する客体」＝手段のみならず「主観的活動性」の契機をも具備する (VI. S. 510)。¹⁰ いひでは、この主観性の意味が強くと見るべき。

(7) Cf. Shlomo Avineri, *Hegel's Theory of the Modern State*, London 1972, pp. 153 f. Cf. Raymond Plant, "Economic and Social Integration in Hegel's Political Philosophy", in: *Hegel's Social and Political Thought, The Philosophy of Objective Spirit*, ed. by D. P. Verene, New Jersey 1980, pp. 85 f.

(8) ヘーゲルの貧困解決策が植民論にならうとせ、既に金子武蔵の指摘するところである。金子『ヘーゲルの国家観』、岩波書店、第六刷一九八四年(第一刷一九四四年)、四四三頁参照。また、ヘーゲルが植民地経営を行うイギリスを範型とせず、植民という緩和剤以上の解決策を構想したと正当に指摘したものとすべし。Cf. A. S. Walton, "Economy, Utility and Community in Hegel's Theory of Civil Society", in: *The State and Civil Society, Studies in Hegel's Political Philosophy*, ed. by Z. A. Peleczynski, Cambridge 1984, pp. 254 f.

(9) 植民よりも交易をより高次の「正当な方法」とし、最

初の成果として「法人格の承認」が挙げられる (III. S. 199)。この観点からすると、未開人の独立性を否認するかに見える「世界史」の議論は (§351)、『実は彼等による承認要求闘争の理性性の主張である。』

(10) 通常、ローマの植民は、征服植民に数えられる。

(11) 社会政策が実行されてこそ「市民社会の弁証法」がある。社会政策の放棄は福祉行政自体を廃棄する。「棄民政策」との評価は、生方卓「ヘーゲルのポリッマイ論について」、『政経論叢』第四四巻、四七〇頁参照。

(12) 反省以前とは、欲求と労働の相互依存関係とらう相関的秩序が自己内反省を持つという議論による (§209)。

(13) 国民経済学と『法の哲学』の継承関係に關し「自然法と国家学」講義を視野に収めた最近の研究としては、Vgl. Paul Chanley, "La Doctrine économique de Hegel d'après les notes de cours de Berlin", in: *Hegel's Philosophie des Rechts, Die Theorie der Rechtsformen und ihre Logik*, hrsg. v. D. Heinrich u. R.-P. Horstmann, Stuttgart 1982, S. 132—138. なお、「労働は、私は(缺の)価値を千倍以上に高めた」(VI. S. 499)。ヘーゲルの価値を「一般的使用価値」だとする説は、生方「ヘーゲルにおける『欲求の体系』——講義筆録の検討」、『政経論叢』第四四巻、二四九頁参照。物件の有用性と欲求の質を捨象した普遍性が価値であり、使用は本質的に質であるから (VI. S. 225)。ヘーゲルの価値は「使用価値」ではない。使用人の

- 生産により生産物に横たわる「普遍的なものの・精神的なもの・技能に属するもの」が「物一般の価値の契機」である (VI. S. 230)。そもそも、労働者が譲渡可能なのは、量的に制限された「力の使用」である (§67 Anm.)。
- (14) 生方、前掲論文、二五四頁参照。なお II. S. 314 の「うしろなうしろでも構わない資産の無用な通過点」は、「Rente で生活する者」である。これは「rent はこの資本の利息・利潤と混同される」というリカードの説明を考慮し検討される必要がある。Cf. D. Ricard, *On the Principles of Political Economy, and Taxation* (1817), ed. by E. C. K. Gomer, London 1908, p. 44. ただし資本家に対するヘーゲルの否定的認識は動かなく。
- (15) ワルトンの指摘の通り、競争経済原理の意義をヘーゲルが限定する在り方——私欲充足を自体的な目的とせず・外界と個人の関係を精神の展開とし・社会関係を単なる道具とし——が重要である。Cf. Walton, *op. cit.*, pp. 247f.
- (16) ヘーゲルは、「悟性」の立場たる国民経済学 (§189) とこの点で区別しようとする。
- (17) C・I・グリアン『ヘーゲルと危機の時代の哲学』、邦訳、御茶の水書房、一八二頁参照。
- (18) 貧民が直ちに不法廃棄の主体となるわけではなくが、さりとて市民社会的矛盾の止揚主体をヘーゲルが「土地貴族」に求めた(鷲田小弥太『ヘーゲル『法哲学』研究序論』
- 新泉社、一九七五年、一七六頁参照)とはいえない。問題は、意志の高揚関係である。
- (19) 竹村喜一郎のいう危急権の制度化は、實力限度の恩恵 (§127 Anm.) として既に「司法」において実現の端緒がある。竹村「市民社会観の旋回と理性国家の位相」、『クーゲル』所収、以文社、一九八〇年、一〇六頁参照。
- (20) Vgl. J. G. Fichte, *Grundlage des Naturrechts nach Principien der Wissenschaftslehre, Werke*, Bd. 3, hrsg. v. I. H. Fichte, Berlin 1971, S. 212 f.
- (21) 拙稿「クーゲルの『法の哲学』における国家生成の論理——「最初のもの」としての国家の現実的主体性について——」、『橋論叢』第九九巻、八七五—八九四頁参照。
- (22) 市民社会には Anerkanntheit が現存し、「自己意識」論での承認闘争が無関係だとされる。Vgl. Hegel, *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse* (1830), *Werke*, Bd. 10, hrsg. v. R. E. Moldenhauer u. K. M. Michel, Frankfurt am Main 1970, § 432 Zusatz, S. 221. したがって「これは「極端に誇張された形式」としての闘争が無関係なのであって「闘争一般が消失したことを意味しない」など、なお詳論を要する。むしろあたり「Vgl. Karl Heinz Ilting, "Rechtsphilosophie als Phänomenologie des Bewusstseins der Freiheit", in: *Hegels Philosophie des Rechts, a. a. O.*, S. 225—254. Vgl. Ludwig Siep, "Intersubjektivität, Recht und Staat in Hegels

, Grundlinien der Philosophie des Rechts', in: *Hegels Philosophie des Rechts*, a. a. O., S. 255—276.

(23) Vgl. Hegel, a. a. O., § 435 Zusatz, S. 255.

(24) Vgl. Hegel, a. a. O., § 435 Zusatz, S. 225 f.

(25) フルトンの指摘の如く功利主義的態度の転換が見られるとすれば、この点においてである。Cf. Walton, *op. cit.*, pp. 235 ff.

(26) もっとも、職業団体が資本主義で成立するところからチャーターの見解に賛同できない。Vgl. Iring Fetscher, "Zur Aktualität der politischen Philosophie Hegels", in:

Hegel-Bilanz, Zur Aktualität und Inaktualität der Philosophie Hegels, hrsg. v. R. Heede u. J. Ritter, Frankfurt am Main 1973, S. 211 f.

(27) 『生産力の肯定的側面を隠蔽する』（西憲二）性格があるにせよ、労働者の教養破壊的な生産力向上にヘーゲルは積極性を認めないのである。西「後期ヘーゲルの市民社会と経済認識——経済的自由主義をめぐって」、『経済科学』第二七卷第二号、五五頁参照。

（一橋大学大学院博士課程）